

(答申第178号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和6年8月27日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

2015年度以降の〇〇〇〇の補助金に関する文書、学校法人としての〇〇〇〇〇における学則、役職員の一覧

2 実施機関の決定等

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、次の①から⑤までの計51件を特定した。

①平成27年度から令和5年度までの各年度の岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金に係る事前決裁書、支出負担行為書、支出金調書及び額の確定についての決裁文書

②令和4年度の岐阜県私立学校光熱費高騰対策支援金に係る事前決裁書、支出負担行為兼支出金調書及び額の確定についての決裁文書

③令和5年度の岐阜県私立学校等物価高騰対策交付金に係る事前決裁書、支出負担行為兼支出金調書及び額の確定についての決裁文書

④平成29年10月25日施行の学則

⑤平成30年度から令和6年度までの各年度の役員名簿

(2) 実施機関の決定

実施機関は、対象公文書には条例第6条第1号（個人情報）及び第3号（事業活動情報）に該当する情報が記載されているとして公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年10月10日付け私青第517号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年11月20日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県知事（以下「審

査庁」という。) に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和6年12月3日付け私青第668号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 生徒数及び一人当たりの補助金単価について

生徒数の情報は、ほかに民族教育の主体が乏しい〇〇〇〇の事例において、公開することにより当該法人の競争上のいかなる利益が害されるのかが不明であるから、公開すべきと考える。また、生徒等の関係者も、ほかの生徒の人数を特段秘匿するものとは考えてはいないのではないかと考える。

(2) 学校法人の印影が文字と重なっている部分の非公開について

該当の印影の一部分は、文字の非公開にならないように公開すべきものと考えられる。

(3) 授業料及び入学料について

学校の授業料や入学料といった情報は受験案内の冊子などでも広く公開されている情報であり、本校においても入学希望者に対しては公開されていることは明らかである(学校に入学しなければ授業料等の学費がわからないものとする、その後の生活設計が立たないため)から特段の不利益は見いだせないため公開すべきである。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第1号の該当性について

「発行責任者名及び担当者名」及び「理事長以外の役員の氏名及び住所、理事長を含めた役員の生年月日」については、個人に関する情報で、公開することにより特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第6条第1号の個人情報に該当するものとして非公開と判断した。

(2) 条例第6条第3号の該当性について

ア 生徒数

当該学校法人自らが公表を行っておらず、また、法令等により公表が義務付けられていない。

また、私立学校の経営戦略による目標の達成度を示すもので、事業活動を行う上での法人の内部管理に属する情報であって、公開することにより、定員に対する充足率の算出も可能になり、充足率の低い学校について、一方的に偏った評価がなされることにより、生徒及び保護者や取引先などが警戒感を持ち、生徒募集や取引などに支障をきたすなど、学校法人の社会的評価、信用が損なわれ、事業活動を害するおそれがあると認められることから、非公開とした。

イ 一人当たりの補助金単価

行政の透明性の観点からすれば、原則として公開すべきものである。しかし、公開することで、補助金額の総額と単価から生徒数が特定できることから、非公開とした。

ウ 授業料及び入学料

県に対し、当該学校法人の財務情報の公開請求があった場合には、財務三表の小科目情報である授業料収入金額、施設設備費収入金額、入学金収入金額等の情報は公開することになる。

授業料及び入学料を公開すると、当該学校法人の財務三表の小科目の授業料収入金額及び入学金収入金額から、生徒数が特定できることから、非公開とした。

エ 学校法人の印影

学校法人の印影自体は、内部管理情報であって広く公にすることを予定しているものとはいえず、これらを公開すると、印影が偽造等により悪用され、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とした。

オ 学校法人の口座情報

学校法人の口座情報は、内部管理情報であって広く公にすることを予定しているものとはいえず、これらを公開すると、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 生徒数及び一人当たりの補助金単価について

生徒数そのものが、公表することが義務付けられている情報に当たらず、本件請求に係る学校においても、生徒数の情報を自ら公表していないことから、当該学校法人の内部情報に相当する。

通常、生徒からの授業料を主な原資として運営される学校法人に関して、その経営に関する情報を公開することは、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、それらは、外国人や少数民族の学習者の便宜を図るための施設（民族学校）とそれ以外の学校とで区分され

るものではない。

(2) 学校法人の印影が文字と重なっている部分の非公開について

学校法人の理事長の印は、県に提出する補助金申請等のための提出書類の記載事項の内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のもので、すなわち、本件学校法人の内部管理に属する情報であり、本件学校法人の事業活動に関係なく一般に公開することになれば、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められることから、非公開とすべき情報である。

また、公文書の部分公開については、条例第7条において、「公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、公文書の部分公開（公文書に記録されている情報のうち非公開情報に係る部分を除いて、公文書を公開することをいう。）をしなければならない」と規定しており、学校法人の印影と文字とが重なった部分は、それ以外の印影部分と容易に分離できるものではなく、また、印影と重なった部分（学校法人名及び理事長名）は対象公文書で確認が可能であり、本件公開請求の趣旨が損なわれるとまではいえないことから、非公開としたのは適当である。

(3) 授業料及び入学料について

本件学校法人において、授業料や入学料などの情報を学校法人が自ら広く公開している事実は確認されないことから、審査請求人の主張はこれに当たらない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件処分において、前記第2の2（1）記載のとおり対象公文書を特定しているが、この対象公文書の特定については争いがないことから、以下、本件処分の妥当性について判断する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第6条第1号（個人情報）の該当性について

ア 条例第6条第1号の趣旨

条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非公開とすることを定めたものである。プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号では、個人のプライバシーに関する情報であることが明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は原則として非公開としている。

イ 条例第6条第1号の該当性

本件処分に係る対象公文書のうち、実施機関が非公開とした、発行責任

者の氏名及び担当者の氏名、理事長以外の役員の氏名、住所及び生年月日並びに理事長の生年月日は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。なお、役員に関する情報のうち、理事長の氏名及び住所は、法律上登記することが義務付けられているが、その他の役員については、登記が義務付けられておらず、法令及び条例の定めるところにより公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しない。

したがって、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

なお、個人情報情報を非公開の理由としたことに対して、審査請求人から特段争う主張などは見られない。

(2) 条例第6条第3号（事業活動情報）の該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人が有する正当な権利利益は、原則として、当該法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公開することにより、害されるべきではないという趣旨であり、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開とすることを定めたものである。

同号の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法令又は社会通念に照らし事業者が有すると考えられる利益を害するおそれがあると認められるものをいい、例えば、経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営を害するおそれがあると認められるものである。

そして、「害する」かどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるため、法人等又は個人の営む事業の性格や権利利益の内容、性質等に応じ適切に判断する必要がある、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

イ 条例第6条第3号の該当性

(ア) 生徒数及び一人当たりの補助金単価について

実施機関によると、生徒数は法令等により公表することが義務付けられている情報に当たらず、本件公開請求に係る学校法人においても、自ら公表しているものではない。また、当該学校法人は、生徒からの授業料収入が収入の大半を占めているとのことである。

学校法人の運営に係る主な収入が生徒からの授業料で賄われているならば、子どもの数が減少し続け、また、学校選択の自由は生徒や保護者にあるなか、生徒の確保に向けて様々な手段や対策を講じて経営戦略を打ち出し、生徒募集に係る活動を行っていることからすると、生徒数は、そうした学校法人の経営努力によって得られた目標の達成度を示す経営計画や経営方針に関する重要な内部管理情報といえることができる。そして、私立学校に関する法令等において、生徒数の公開を義務付ける

規定はなく、かつ、当該学校法人が自ら公開をしていないなか、生徒数を公開することは、経営計画や経営方針に関する重要な内部管理情報を明らかにすることとなり、当該学校法人の事業運営を害するおそれがあると認められる。

また、一人当たりの補助金単価についても、補助金に関する公文書について、公開する義務を定めた法令等はなく、補助金に関する情報を全て公開すべきとする根拠も無いなか、一人当たり補助金単価を公開することによって、対象公文書中で既に公開されている補助金額の総額により、生徒数を特定することができる。生徒数については、上記のとおり、学校法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより、学校法人の事業運営を害するおそれがあると認められることから、生徒数の特定につながる一人当たりの補助金単価についても、同様のことが認められる。

審査請求人は、ほかに、民族教育の主体が乏しい〇〇〇〇の事例において、公開することにより当該法人の競争上のいかなる利益が害されるのかが不明であることから、公開すべき旨主張する。

しかし、民族学校においても、民族学校に通学するか否か、学校選択の自由は生徒や保護者にあり、生徒の募集において、ほかの学校と競争関係にあることを否定するに足る理由はなく、当該学校法人が自ら生徒数を公表していないなかで、公開することにより、その事業運営を害するおそれがあると認められる。

したがって、生徒数及び一人当たりの補助金単価を条例第6条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 授業料及び入学料について

実施機関によると、授業料及び入学料を公開することにより、当該学校法人の財務三表の小科目の授業料収入金額及び入学金収入金額から生徒数が特定できるとのことである。

したがって、上記（ア）のとおり、生徒数は学校法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより、学校法人の事業運営を害するおそれがあると認められることから、授業料及び入学料についても同様のことが認められる。

審査請求人は、当該学校法人においても入学希望者に対して公開していることは明らかであることから、公開すべき旨主張する。

しかし、当該学校法人においては、授業料や入学料を自ら広く公開している事実を確認できないのであり、生徒数の特定につながる授業料及び入学料といった情報を公開することにより、当該学校法人の事業運営を害するおそれがあることに変わりはない。

したがって、授業料及び入学料を条例第6条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 学校法人の印影について

学校法人の理事長の印は、県に提出する補助金申請等のための提出書

類の記載事項の内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のもので、学校法人の内部管理情報であり、公開すると、偽造等により悪用されるおそれがあり、当該学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

審査請求人は、学校法人の印影の一部分は、文字の非公開にならないように公開すべき旨主張する。

条例第7条第1項は、公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に分離することができ、かつ、分離することにより当該請求の趣旨が損なわれないと認められるときは、当該公文書の全体を非公開とするのではなく、非公開情報に係る部分を除いた部分について公文書を公開することを定めたものである。

この点、理事長の印影が非公開情報に該当するのは上記のとおりであるが、本件対象公文書においては、理事長の氏名及び学校法人の名称が重なった部分について、非公開部分は必要最小限であり、これ以上公開が可能な部分とそうでない部分を容易に分離することは困難であると認められる。また、学校法人の名称や理事長の氏名はその他の公開されている公文書から判別可能であると認められる。

したがって、理事長の印影を条例第6条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(エ) 学校法人の口座情報等について

本件処分に係る対象公文書には、当該学校法人が保有する銀行口座の金融機関名及び預金種別、口座名義人、口座番号が記載されている。

これらの情報は、法人の経理などの事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、事業運営を害するおそれがあると認められる。

したがって、学校法人の口座情報を条例第6条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
令和6年12月3日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年3月7日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和7年7月16日 （第202回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和7年8月8日 （第203回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。

令和7年10月17日 (第205回審査会)	答申案の審議を行った。
--------------------------	-------------

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	鉾口 崇	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	椎名 智彦	朝日大学法学部教授	
	白木 雄一郎	岐阜商工会議所議員	
会 長	和田 恵	弁護士	

(五十音順)